

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 「措置の分類」の見直し	13. 「措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 「措置の分類」の見直し	17. 「措置の内容」の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
220010	景品表示法第3条の撤廃	C		<p>本企画は、懸賞の方法により景品類を提供するものであり、懸賞制限告示の制限を超えるものであり、景品表示法上禁止されるものである。景品表示法は、景品付き販売が野放しの状態で行われると、事業者間において、商品・サービスの品質・価格による競争ではなく、過大な景品提供による不当な顧客の獲得競争が行われるようになり、本来の商品・サービスによる競争を歪めることとなるため、公正な競争秩序を維持する観点から、景品類の提供に一定の制限を設けているものである。このような観点から、懸賞制限告示においても、懸賞の方法を用いて提供する景品類の価額に一定の制限を設けているものである。経済構造改革の推進に当たっては、公正かつ自由な競争秩序の維持・確保が不可欠であるところ、提案された特例事項については、このような不当な顧客誘引の防止による競争秩序の維持を目的とする景品規制を緩和することになり、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るという経済改革特区の趣旨にも反することになることから、特区の対象とすることは適当ではない。</p> <p>なお、本企画においては、宝くじ又は加盟店の取引附随性から、景品類とされるものであることから、当該取引附随性を絶つことによって、景品表示法による景品規制とは関係なく、いわゆるオープン懸賞の範囲内において実施できるものと考えられる。</p>									2162010	個人	夢ポイント情報基地	景品表示法第3条の撤廃
220020	商品を購入した者に提供する景品の価額の制限の撤廃	C		<p>景品表示法は、景品付き販売が野放しの状態で行われると、事業者間において、商品・サービスの品質・価格による競争ではなく、過大な景品提供による不当な顧客の獲得競争が行われるようになり、本来の商品・サービスによる競争を歪めることとなるため、公正な競争秩序を維持する観点から、景品類の提供に一定の制限を設けているものであり、このような観点から、総付け景品制限告示においても、懸賞によらないで提供する景品類の価額に一定の制限を設けているものである。経済構造改革の推進に当たっては、公正かつ自由な競争秩序の維持・確保が不可欠であるところ、提案された特例事項については、このような不当な顧客誘引の防止による競争秩序の維持を目的とする景品規制を緩和することになり、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るという経済改革特区の趣旨にも反することになることから、特区の対象とすることは適当ではない。</p>	<p>貴委員会の回答では、「不当な顧客誘引の防止による競争秩序の維持」から規制が必要としているが、提案者からは、「消費者は何をいくらで買って、何がおまけで付いているかを理解したうえで購入するかを選択するのである。」「むしろ、景品提供を規制することによって、事業者間の公正な競争が妨げられ、本来、消費者が得られるはずの利益の享受が阻害されているおそれの方が大きい。」等の意見が出されており、これらを踏まえ、再度検討し、回答されたい。</p>	C	<p>景品表示法は、景品付き販売が野放しの状態で行われると、事業者間において、商品・サービスの品質・価格による競争ではなく、過大な景品提供による不当な顧客の獲得競争が行われるようになり、本来の商品・サービスによる競争を歪めることとなるため、公正な競争秩序を維持する観点から、景品類の提供に一定の制限を設けているものである。このような観点から、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」(総付け景品制限告示)においても、懸賞によらないで提供する景品類の価額に一定の制限を設けているものである。</p> <p>このような景品規制は、すべての景品類の提供を禁止するのではなく、本来の商品・サービスによる競争を歪めることとなるようなもののみを規制しているものであって、消費者が景品目的で商品・サービスを選択することはならないようなものについてまで規制をするものではない。</p> <p>経済構造改革の推進に当たっては、公正かつ自由な競争秩序の維持・確保が不可欠であるところ、提案された特例事項については、このような不当な顧客誘引の防止による競争秩序の維持を目的とする景品規制を緩和することになり、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るという経済改革特区の趣旨にも反することになることから、特区の対象とすることは適当ではない。</p>	<p>提案主体の意見によれば、「現在の社会においては、販売の際に表示が明確になされれば、消費者は何をいくらで買って、何がおまけで付いているかを理解した上で購入するか否かを選択するはずであり、「過大な景品提供による不当な顧客の獲得競争が行われる。」という担当省庁の仮定は現実的ではないと考える。」とあり、これを踏まえ、再度、要望を実現できないが、具体的に検討し、回答されたい。</p>	C	<p>景品表示法は、景品付き販売が野放しの状態で行われると、事業者間において、商品・サービスの品質・価格による競争ではなく、過大な景品提供による不当な顧客の獲得競争が行われるようになり、本来の商品・サービスによる競争を歪めることとなるため、公正な競争秩序を維持する観点から、景品類の提供に一定の制限を設けているものであり、このような観点から、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」(総付け景品制限告示)においても、懸賞によらないで提供する景品類の価額に一定の制限を設けているものである。平成14年度においても、総付け景品制限告示に係る景品事件として、39件を処理しているところである。</p> <p>なお、このような景品規制は、すべての景品類の提供を禁止するのではなく、本来の商品・サービスによる競争を歪めることとなるようなもののみを規制しているものであって、消費者が景品目的で商品・サービスを選択することとはならないようなものについてまで規制をするものではない。</p> <p>経済構造改革の推進に当たっては、公正かつ自由な競争秩序の維持・確保が不可欠であるところ、提案された特例事項については、このような不当な顧客誘引の防止による競争秩序の維持を目的とする景品規制を緩和することになり、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るという経済改革特区の趣旨にも反することになることから、特区の対象とすることは適当ではない。</p>	2239010	株式会社東京リーガルマインド(50020)	景品付け放題特区	商品を購入した者に提供する景品の価額の制限の撤廃		

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 「措置の分類」の見直し	13. 「措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 「措置の分類」の見直し	17. 「措置の内容」の見直し	18.各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
220020	商品を購入した者に提供する景品の価額の制限の撤廃	C		景品表示法は、景品付き販売が野放しの状態で行われると、事業者間において、商品・サービスの品質・価格による競争ではなく、過大な景品提供による不当顧客の獲得競争が行われるようになり、本来の商品・サービスによる競争を歪めることとなるため、公正な競争秩序を維持する観点から、景品類の提供に一定の制限を設けているものであり、このような観点から、総付け景品制限告示においても、懸賞によらないで提供する景品類の価額に一定の制限を設けているものである。経済構造改革の推進に当たっては、公正かつ自由な競争秩序の維持・確保が不可欠であるところ、提案された特例事項については、このような不当な顧客誘引の防止による競争秩序の維持を目的とする景品規制を緩和することになり、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るという経済改革特区の趣旨にも反することになることから、特区の対象とすることは適当ではない。	貴委員会の回答では、「不当な顧客誘引の防止による競争秩序の維持」から規制が必要としているが、提案者からは、「消費者は何をいくらで買って、何がおまけで付いているかを理解したうえで購入するかを選択するものである。」「むしろ、景品提供を規制することによって、事業者間の公正な競争が妨げられ、本来、消費者が得られるはずの利益の享受が阻害されているおそれの方が大きい。」等の意見が出されており、これらを踏まえ、再度検討し、回答された。	C		景品表示法は、景品付き販売が野放しの状態で行われると、事業者間において、商品・サービスの品質・価格による競争ではなく、過大な景品提供による不当顧客の獲得競争が行われるようになり、本来の商品・サービスによる競争を歪めることとなるため、公正な競争秩序を維持する観点から、景品類の提供に一定の制限を設けているものであり、このような観点から、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」(総付け景品制限告示)においても、懸賞によらないで提供する景品類の価額に一定の制限を設けているものである。 このような景品規制は、すべての景品類の提供を禁止するのではなく、本来の商品・サービスによる競争を歪めることとなるようなもののみを規制しているものであって、消費者が景品目的で商品・サービスを選択することはならないようなものについてまで規制をするものではない。 経済構造改革の推進に当たっては、公正かつ自由な競争秩序の維持・確保が不可欠であるところ、提案された特例事項については、このような不当な顧客誘引の防止による競争秩序の維持を目的とする景品規制を緩和することになり、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るという経済改革特区の趣旨にも反することになることから、特区の対象とすることは適当ではない。	提案主体の意見によれば、「現在の社会においては、販売の際に表示が明確になされれば、消費者は何をいくらで買って、何がおまけで付いているかを理解した上で購入するか否かを選択するはずであり、「過大な景品提供による不当顧客の獲得競争が行われる。」という担当省庁の仮定は現実的ではないと考える。」とあり、これを踏まえ、再度、要望を実現できないか、具体的に検討し、回答された。	C		景品表示法は、景品付き販売が野放しの状態で行われると、事業者間において、商品・サービスの品質・価格による競争ではなく、過大な景品提供による不当顧客の獲得競争が行われるようになり、本来の商品・サービスによる競争を歪めることとなるため、公正な競争秩序を維持する観点から、景品類の提供に一定の制限を設けているものであり、このような観点から、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」(総付け景品制限告示)においても、懸賞によらないで提供する景品類の価額に一定の制限を設けているものである。平成14年度においても、総付け景品制限告示に係る景品事件として、39件を処理しているところである。 なお、このような景品規制は、すべての景品類の提供を禁止するのではなく、本来の商品・サービスによる競争を歪めることとなるようなもののみを規制しているものであって、消費者が景品目的で商品・サービスを選択することとはならないようなものについてまで規制をするものではない。 経済構造改革の推進に当たっては、公正かつ自由な競争秩序の維持・確保が不可欠であるところ、提案された特例事項については、このような不当な顧客誘引の防止による競争秩序の維持を目的とする景品規制を緩和することになり、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るという経済改革特区の趣旨にも反することになることから、特区の対象とすることは適当ではない。	2239020	株式会社東京リーガルマインド(50020)	景品付け放題特区	購入者を対象とするが購入額の多少を問わないで景品類を提供する場合の景品の価額制限を撤廃する。
220020	商品を購入した者に提供する景品の価額の制限の撤廃	C		景品表示法は、景品付き販売が野放しの状態で行われると、事業者間において、商品・サービスの品質・価格による競争ではなく、過大な景品提供による不当顧客の獲得競争が行われるようになり、本来の商品・サービスによる競争を歪めることとなるため、公正な競争秩序を維持する観点から、景品類の提供に一定の制限を設けているものである。経済構造改革の推進に当たっては、公正かつ自由な競争秩序の維持・確保が不可欠であるところ、景品規制の緩和の提案については、このような不当な顧客誘引の防止による競争秩序の維持を目的とする景品規制を緩和することが、経済改革特別区法の目的等に資するのかがどうかといった観点から、特区の対象とすることは適当ではない。	貴委員会の回答では、「不当な顧客誘引の防止による競争秩序の維持」から規制が必要としているが、提案者からは、「消費者は何をいくらで買って、何がおまけで付いているかを理解したうえで購入するかを選択するものである。」「むしろ、景品提供を規制することによって、事業者間の公正な競争が妨げられ、本来、消費者が得られるはずの利益の享受が阻害されているおそれの方が大きい。」等の意見が出されており、これらを踏まえ、再度検討し、回答された。	C		景品表示法は、景品付き販売が野放しの状態で行われると、事業者間において、商品・サービスの品質・価格による競争ではなく、過大な景品提供による不当顧客の獲得競争が行われるようになり、本来の商品・サービスによる競争を歪めることとなるため、公正な競争秩序を維持する観点から、景品類の提供に一定の制限を設けているものであり、このような観点から、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」(総付け景品制限告示)においても、懸賞によらないで提供する景品類の価額に一定の制限を設けているものである。 このような景品規制は、すべての景品類の提供を禁止するのではなく、本来の商品・サービスによる競争を歪めることとなるようなもののみを規制しているものであって、消費者が景品目的で商品・サービスを選択することはならないようなものについてまで規制をするものではない。 経済構造改革の推進に当たっては、公正かつ自由な競争秩序の維持・確保が不可欠であるところ、提案された特例事項については、このような不当な顧客誘引の防止による競争秩序の維持を目的とする景品規制を緩和することになり、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るという経済改革特区の趣旨にも反することになることから、特区の対象とすることは適当ではない。	提案主体の意見によれば、「現在の社会においては、販売の際に表示が明確になされれば、消費者は何をいくらで買って、何がおまけで付いているかを理解した上で購入するか否かを選択するはずであり、「過大な景品提供による不当顧客の獲得競争が行われる。」という担当省庁の仮定は現実的ではないと考える。」とあり、これを踏まえ、再度、要望を実現できないか、具体的に検討し、回答された。	C		景品表示法は、景品付き販売が野放しの状態で行われると、事業者間において、商品・サービスの品質・価格による競争ではなく、過大な景品提供による不当顧客の獲得競争が行われるようになり、本来の商品・サービスによる競争を歪めることとなるため、公正な競争秩序を維持する観点から、景品類の提供に一定の制限を設けているものであり、このような観点から、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」(総付け景品制限告示)においても、懸賞によらないで提供する景品類の価額に一定の制限を設けているものである。平成14年度においても、総付け景品制限告示に係る景品事件として、39件を処理しているところである。 なお、このような景品規制は、すべての景品類の提供を禁止するのではなく、本来の商品・サービスによる競争を歪めることとなるようなもののみを規制しているものであって、消費者が景品目的で商品・サービスを選択することとはならないようなものについてまで規制をするものではない。 経済構造改革の推進に当たっては、公正かつ自由な競争秩序の維持・確保が不可欠であるところ、提案された特例事項については、このような不当な顧客誘引の防止による競争秩序の維持を目的とする景品規制を緩和することになり、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るという経済改革特区の趣旨にも反することになることから、特区の対象とすることは適当ではない。	5008210	オリックス㈱		不当景品類規制(総付け)の撤廃

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 「措置の分類」の見直し	13. 「措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 「措置の分類」の見直し	17. 「措置の内容」の見直し	18.各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
220020	商品を購入した者に提供する景品の価額の制限の撤廃	C		景品表示法は、景品付き販売が野放しの状態で行われると、事業者間において、商品・サービスの品質・価格による競争ではなく、過大な景品提供による不当顧客の獲得競争が行われるようになり、本来の商品・サービスによる競争を歪めることとなるため、公正な競争秩序を維持する観点から、景品類の提供に一定の制限を設けているものである。経済構造改革の推進に当たっては、公正かつ自由な競争秩序の維持・確保が不可欠であるところ、提案された特例事項については、このような不当顧客誘引の防止による競争秩序の維持を目的とする景品規制を撤廃することになり、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るといふ経済改革特区の趣旨にも反することになることから、特区の対象とすることは適当ではない。	貴委員会の回答では、「不当顧客誘引の防止による競争秩序の維持」から規制が必要としているが、提案者からは、「消費者は何をいくらで買って、何がおまけで付いているかを理解したうえで購入するかを選択するのである。」「むしろ、景品提供を規制することによって、事業者間の公正な競争が妨げられ、本来、消費者が得られるはずの利益の享受が阻害されているおそれの方が大きい。」等の意見が出されており、これを踏まえ、再度検討し、回答されたい。	C		景品表示法は、景品付き販売が野放しの状態で行われると、事業者間において、商品・サービスの品質・価格による競争ではなく、過大な景品提供による不当顧客の獲得競争が行われるようになり、本来の商品・サービスによる競争を歪めることとなるため、公正な競争秩序を維持する観点から、景品類の提供に一定の制限を設けているものであり、このような観点から、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」(総付け景品制限告示)においても、懸賞によらないで提供する景品類の価額に一定の制限を設けているものである。 このように景品規制は、すべての景品類の提供を禁止するのではなく、本来の商品・サービスによる競争を歪めることとなるようなもののみを規制しているものであって、消費者が景品目的で商品・サービスを選択することはならないようなものについてまで規制をするものではない。 経済構造改革の推進に当たっては、公正かつ自由な競争秩序の維持・確保が不可欠であるところ、提案された特例事項については、このような不当顧客誘引の防止による競争秩序の維持を目的とする景品規制を緩和することになり、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るといふ経済改革特区の趣旨にも反することになることから、特区の対象とすることは適当ではない。	提案主体の意見によれば、「現在の社会においては、販売の際に表示が明確になされれば、消費者は何をいくらで買って、何がおまけで付いているかを理解した上で購入するか否かを選択するはずであり、「過大な景品提供による不当顧客の獲得競争が行われる。」という担当省庁の仮定は現実的ではないと考える。」とあり、これを踏まえ、再度、要望を実現できないか、具体的に検討し、回答されたい。	C		景品表示法は、景品付き販売が野放しの状態で行われると、事業者間において、商品・サービスの品質・価格による競争ではなく、過大な景品提供による不当顧客の獲得競争が行われるようになり、本来の商品・サービスによる競争を歪めることとなるため、公正な競争秩序を維持する観点から、景品類の提供に一定の制限を設けているものであり、このような観点から、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」(総付け景品制限告示)においても、懸賞によらないで提供する景品類の価額に一定の制限を設けているものである。平成14年度においても、総付け景品制限告示に係る景品事件として、39件を処理しているところである。 なお、このような景品規制は、すべての景品類の提供を禁止するのではなく、本来の商品・サービスによる競争を歪めることとなるようなもののみを規制しているものであって、消費者が景品目的で商品・サービスを選択することとはならないようなものについてまで規制をするものではない。 経済構造改革の推進に当たっては、公正かつ自由な競争秩序の維持・確保が不可欠であるところ、提案された特例事項については、このような不当顧客誘引の防止による競争秩序の維持を目的とする景品規制を緩和することになり、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るといふ経済改革特区の趣旨にも反することになることから、特区の対象とすることは適当ではない。	5034440	(社)リリース事業協会		不当景品類規制(総付け)の撤廃
220030	懸賞によって提供する景品の最高限度額及び総額に関する規制の緩和	C		景品表示法は、景品付き販売が野放しの状態で行われると、事業者間において、商品・サービスの品質・価格による競争ではなく、過大な景品提供による不当顧客の獲得競争が行われるようになり、本来の商品・サービスによる競争を歪めることとなるため、公正な競争秩序を維持する観点から、景品類の提供に一定の制限を設けているものであり、このような観点から、懸賞制限告示においても、懸賞の方法を用いて提供する景品類の価額に一定の制限を設けているものである。経済構造改革の推進に当たっては、公正かつ自由な競争秩序の維持・確保が不可欠であるところ、提案された特例事項については、このような不当顧客誘引の防止による競争秩序の維持を目的とする景品規制を緩和することになり、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るといふ経済改革特区の趣旨にも反することになることから、特区の対象とすることは適当ではない。									2239030	株式会社東京リーガルマインド(50020)	景品付け放題特区	懸賞によって提供する景品の最高限度額に関する規制の緩和
220030	懸賞によって提供する景品の最高限度額及び総額に関する規制の緩和	C		景品表示法は、景品付き販売が野放しの状態で行われると、事業者間において、商品・サービスの品質・価格による競争ではなく、過大な景品提供による不当顧客の獲得競争が行われるようになり、本来の商品・サービスによる競争を歪めることとなるため、公正な競争秩序を維持する観点から、景品類の提供に一定の制限を設けているものであり、このような観点から、懸賞制限告示においても、懸賞の方法を用いて提供する景品類の価額に一定の制限を設けているものである。経済構造改革の推進に当たっては、公正かつ自由な競争秩序の維持・確保が不可欠であるところ、提案された特例事項については、このような不当顧客誘引の防止による競争秩序の維持を目的とする景品規制を緩和することになり、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るといふ経済改革特区の趣旨にも反することになることから、特区の対象とすることは適当ではない。									2239040	株式会社東京リーガルマインド(50020)	景品付け放題特区	懸賞によって提供する景品類の総額に関する規制の緩和

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 「措置の分類」の見直し	13. 「措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 「措置の分類」の見直し	17. 「措置の内容」の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
220040	オープン懸賞規制に関する規制の緩和	C		商品・サービスの取引に附随しない懸賞の方法による景品類の提供は、景品表示法の対象とならないが、方法としては、景品表示法の規制対象となる懸賞付販売の延長線上にあるものであることから、オープン懸賞告示により、独占禁止法における不正な取引方法として禁止されているものである。経済構造改革の推進に当たっては、公正かつ自由な競争秩序の維持・確保が不可欠であるところ、提案された特例事項については、競争秩序の維持を目的とする独占禁止法の規制を緩和することになり、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るといった経済改革特区の趣旨にも反することになることから、特区の対象とすることは適当ではない。									2239050	株式会社東京リーガルマインド(50020)	景品付け放題特区	オープン懸賞規制に関する規制の緩和